

環境基本計画

環境基本計画とは

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。
これまでに3回（1994年、2000年、2006年）策定。

2012年4月27日に、1年に及ぶ見直しを経て、第四次となる環境基本計画を閣議決定。

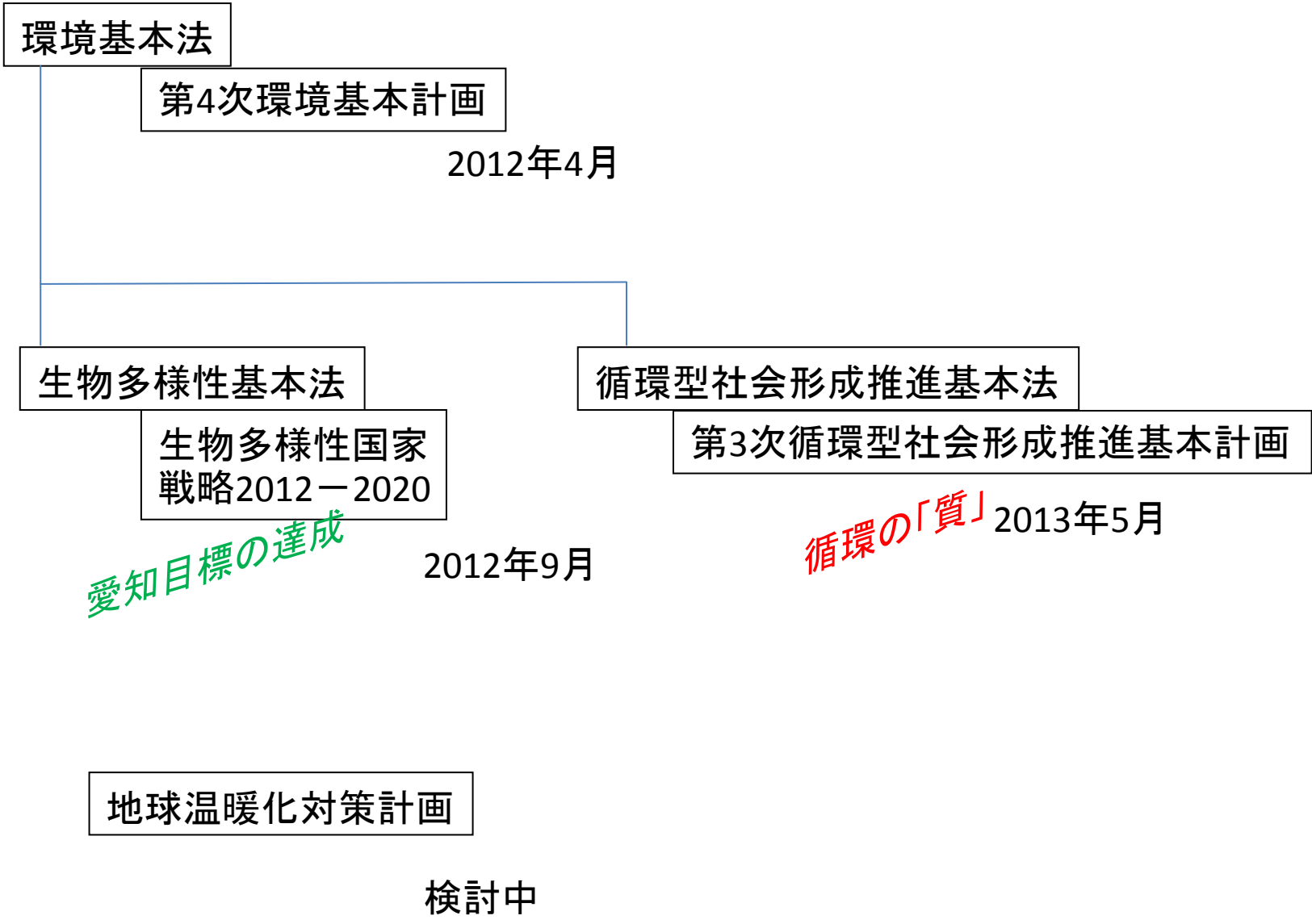
（参考）環境基本法第15条（抄）

第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3～5 略



これまでの環境基本計画

■ 第一次環境基本計画(1994年)

環境基本法の制定

①環境政策の体系化 が課題

②4つの長期的目標の提示

「循環」「共生」「参加」「国際的取組」

このキーワードによる政策・施策の
体系化もめざした

計画は毎年、中央環境審議会で、進捗状況を点検、閣議で報告

■ 第2次環境基本計画(2000年)

21世紀の到来
環境省の発足

①環境基本法4条の再確認

= **持続可能な社会**

②戦略的プログラムの設定

③4つの基本的考え方

「**汚染者負担の原則**」「**環境効率性**」

「**予防的な取組方法**」「**環境リスクの考え方**」

■ 第3次環境基本計画(2006年)

温暖化の深刻化

環境政策の高度化

①長期の視点の導入

対策

②指標による進行管理の導入

手法

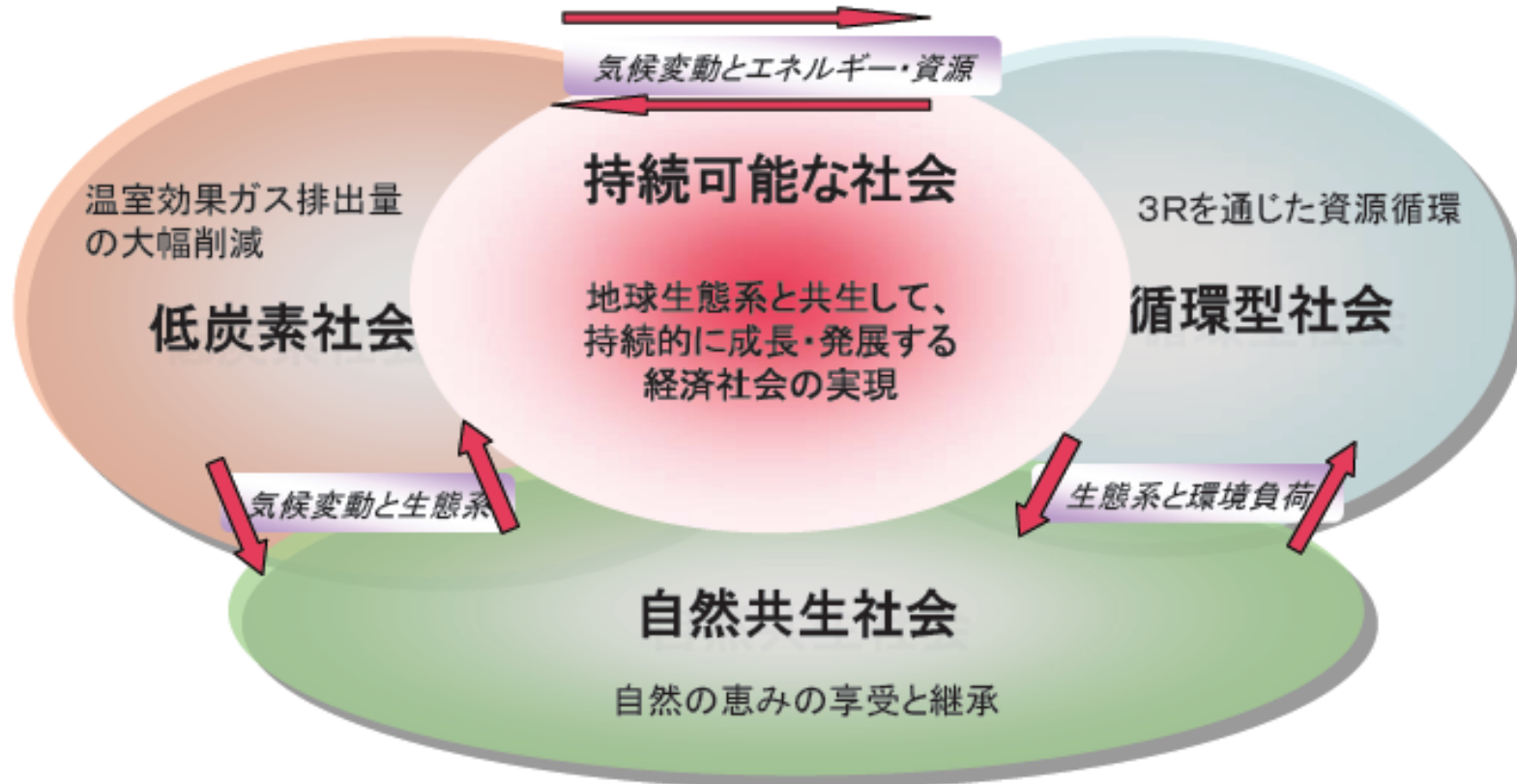
③基本法3条の再確認と「人と人との共生」 理念

→「持続可能な社会」の意義の明確化

→“環境・経済・社会の統合”の視点の導入

21世紀環境立国戦略(2007年)

目

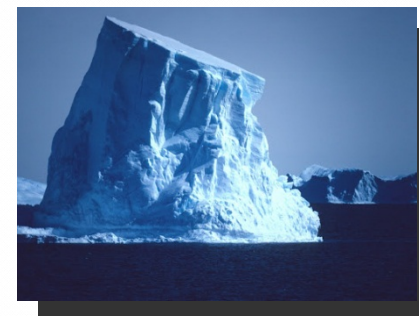


持続可能な社会に向けて、各社会の実現を目指す取組を統合的に展開し、自然との共生を図りながら、人間社会における炭素も含めた物質循環を自然、そして地球の大きな循環に沿う形で健全なものとし、持続的に成長・発展する社会の実現を図る

環境と社会経済の状況

環境の状況

- ・ 世界
 - ・ 地球温暖化、生物多様性の損失、
廃棄物問題の危機感の高まり
- ・ 国内
 - ・ 投入天然資源の減少



社会経済の状況

- ・ 世界
 - ・ 経済・社会のグリーン化の進展
- ・ 国内
 - ・ 少子高齢化の進展
 - ・ 東日本大震災やそれに伴う原子力発電所事故の影響



第4次環境基本計画(2012年)

① 東日本大震災後の価値観の変化を反映 **理念**

— 安心・安全こそ持続可能社会の目的であることを確認、地球が持続不可能なものになりつつあることへの早急な取り組み開始を指摘 —

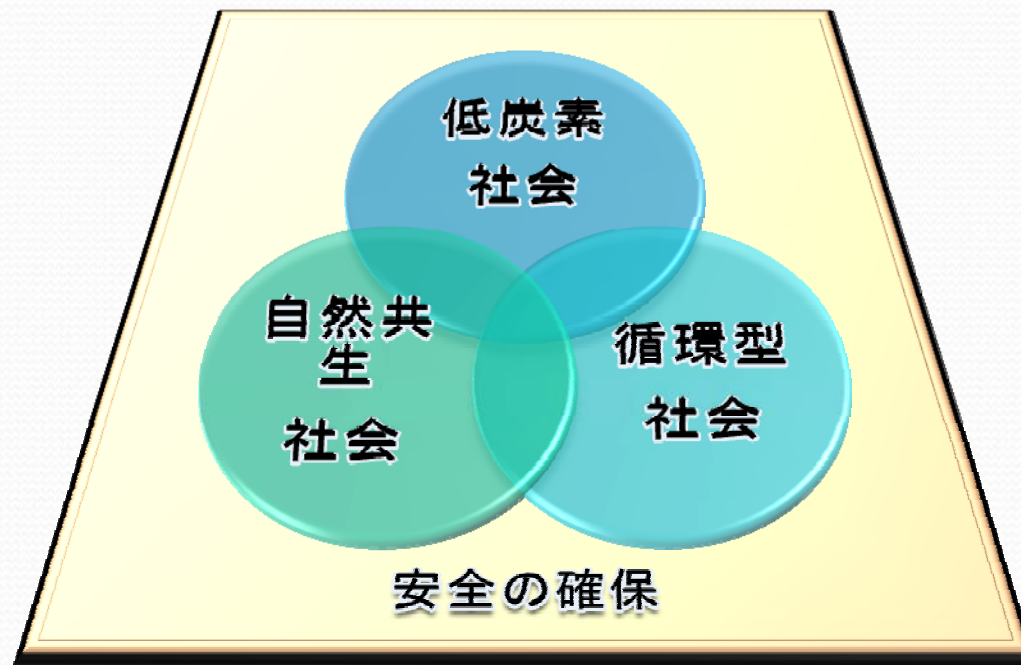
② 政策の横断的取組みの重要性を強調 **手法**

③ 環境と経済の関係を重視、経済社会のグリーン化を強力に推進 **課題**

低炭素社会・循環型社会・生物共生社会の統合的達成による
持続可能な社会へ

— 目指すべき持続可能な社会の姿 —

「安全」が確保されることを前提として、
「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、
各主体の参加の下で、統合的に達成される社会



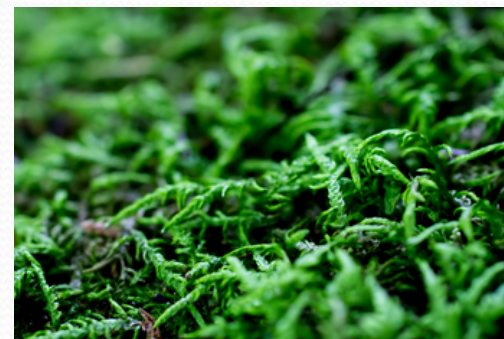
－今後の環境政策の展開の方向－

①政策領域の統合による持続可能な社会の構築

②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化

③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成

④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進



－9つの優先的に取り組む重点分野－

横断分野

1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

個別分野

4. 地球温暖化に関する取組
5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
6. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
7. 水環境保全に関する取組
8. 大気環境保全に関する取組
9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組



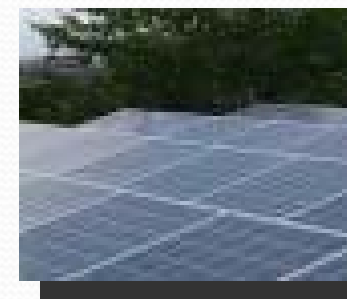
－9つの優先的に取り組む重点分野－

1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- ・ 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を推進。
- ・ 技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進する。2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す。

具体的な施策：

- ①商品・サービスに係る環境に関する情報提供の促進
- ②環境マネジメントシステムの普及
- ③環境ビジネスの振興・環境金融の拡大
- ④中長期のあるべき社会像を踏まえた統合的政策研究の推進
- ⑤分野横断的な研究開発の推進 等



太陽光発電

－9つの優先的に取り組む重点分野－

2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

- ・ 我が国の経験や技術を提供することによって、途上国において増大する環境負荷を低減するための支援を積極的に行っていく。
- ・ 国益と地球益双方を確保するため、国際社会にとって公平で実効的な枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。

具体的な施策：

- ①「グリーン経済」を念頭においた国際協力
- ②アジア等の重点地域との協力
- ③国際的な枠組み作りにおける主導的役割
- ④民間資金や多国間資金の積極的活用
- ⑤地球規模での環境保全の推進 等



第15回 日中韓三カ国環境大臣会合(TEM15)

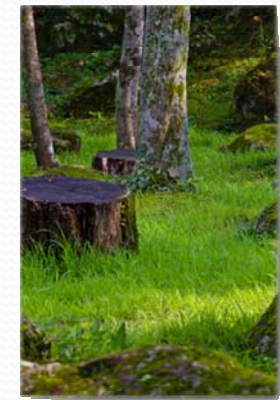
－9つの優先的に取り組む重点分野－

3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- ・ 国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。
- ・ 持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
- ・ 環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

具体的な施策：

- ①森林、農地等の適切な保全
- ②高い環境性能を備えた交通ネットワーク、住宅等の形成・維持
- ③環境教育の推進
- ④環境情報の収集・提供
- ⑤より上位の戦略的環境アセスメントの検討 等



重点分野の取組において各主体に期待する役割

1. 経済・社会のグリーン化に関して

- ・ 企業
 - ・ 環境負荷の低減への取組、環境情報の適切な開示・提供を行う。
- ・ 投資家・金融機関
 - ・ 環境に配慮した投融資活動を行う。
- ・ 消費者
 - ・ 商品購入時、環境配慮の製品・サービスを積極的に利用する。

2. 国際戦略に関して

- ・ 事業者
 - ・ 途上国などに環境保全技術・製品・サービス等を提供する機会を増やす。
 - ・ 事業活動の環境管理に関する情報を公開する。

3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりに関して

- ・ NPO
 - ・ 多くの主体と連携しながら地域づくりの中心的な役割を担う。
- ・ 国民
 - ・ 持続可能な地域づくりへ積極的に参加する。

1-4. 地球温暖化に関する取組

- 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- 2013年以降2020年までの期間については、エネルギー政策と一体的に見直しを行っていく中で策定する新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。また、カンクン合意に基づき、先進国・途上国の排出削減に取り組む。
- 2013年以降の国際交渉について、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを早急に構築するために、国際的議論に積極的に貢献。

1-5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

- 愛知目標の達成に向け、平成24年度に生物多様性国家戦略を改定し、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国としての方向性を明らかにし、これに基づく取組を進める。
- 農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持を図り、本来生態系が有する回復能力（レジリエンス）の強化を通じて国土の自然の質を向上させる。
- 生態系や生息・生育地のつながりに加え、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取組を進める。

1-6. 物質循環の確保と循環型社会の構築

- 有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。
- 地域の経済・文化等の特性や人と人のつながりに着目した地域循環圏を形成する。
- 災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

1-7. 水環境保全に関する取組

- 流域全体を視野に入れ、地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保全に取り組む。
- 我が国の水環境保全に関する技術と経験を活かし、国際的な水問題の解決に貢献する。その際、我が国の水関連産業の国際競争力強化も進める。
- 東日本大震災を踏まえ、災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連を取り戻し、自然共生社会の実現を図る。

1-8. 大気環境保全に関する取組

- 大都市地域における大気汚染や光化学オキシダント、PM2.5及びアスベスト等に対する取組を強化する。
- 騒音、ヒートアイランド現象等の生活環境問題に対する取組を推進する。
- 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る。

1-9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

- 科学的な環境リスク評価の効率的な推進を図る。その結果に基づき、化学物質の製造から廃棄・処理までのライフサイクル全体のリスクを削減する。
- 安全・安心の一層の推進に向けて、リスクコミュニケーションを推進し、各主体の環境リスクに対する理解の増進とリスク低減に向けた取組の基盤を整備する。
- アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向けた取組を含め、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。

— 震災復興・放射性物質による環境汚染対策 —

東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

地域づくり・コミュニティの再生

- ・ 地域づくり・コミュニティの再生・構築を通じた被災地における安全・安心な社会の構築

迅速な復興と環境保全の両立

- ・ 環境保全の確保と両立した環境影響評価における手続きの迅速化等

持続可能な地域への再生

- ・ 復旧・復興に当たっての低炭素型社会(再エネ・省エネの推進等)、循環型社会(災害廃棄物処理等)、自然共生社会(生物多様性の回復等)の構築
- ・ 安全の確保に向けた取組(有害物質に関する環境保全と健康被害防止、アスベスト飛散・ばく露防止対策)
- ・ 環境研究・技術開発(災害廃棄物処理等)



放射性物質による環境汚染からの回復等

事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理、除染等の措置等の推進

- ・ 特措法、特措法に基づく基本方針、「中間貯蔵施設等の基本的な考え方」、「除染ロードマップ」に基づく取組の実施

放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握

- ・ 健康管理調査等(福島県)の支援、放射線の人体への影響等に係る広報、調査研究
- ・ 野生動植物の調査、他の研究機関との情報交換等の実施



放射性物質による環境汚染対策についての検討

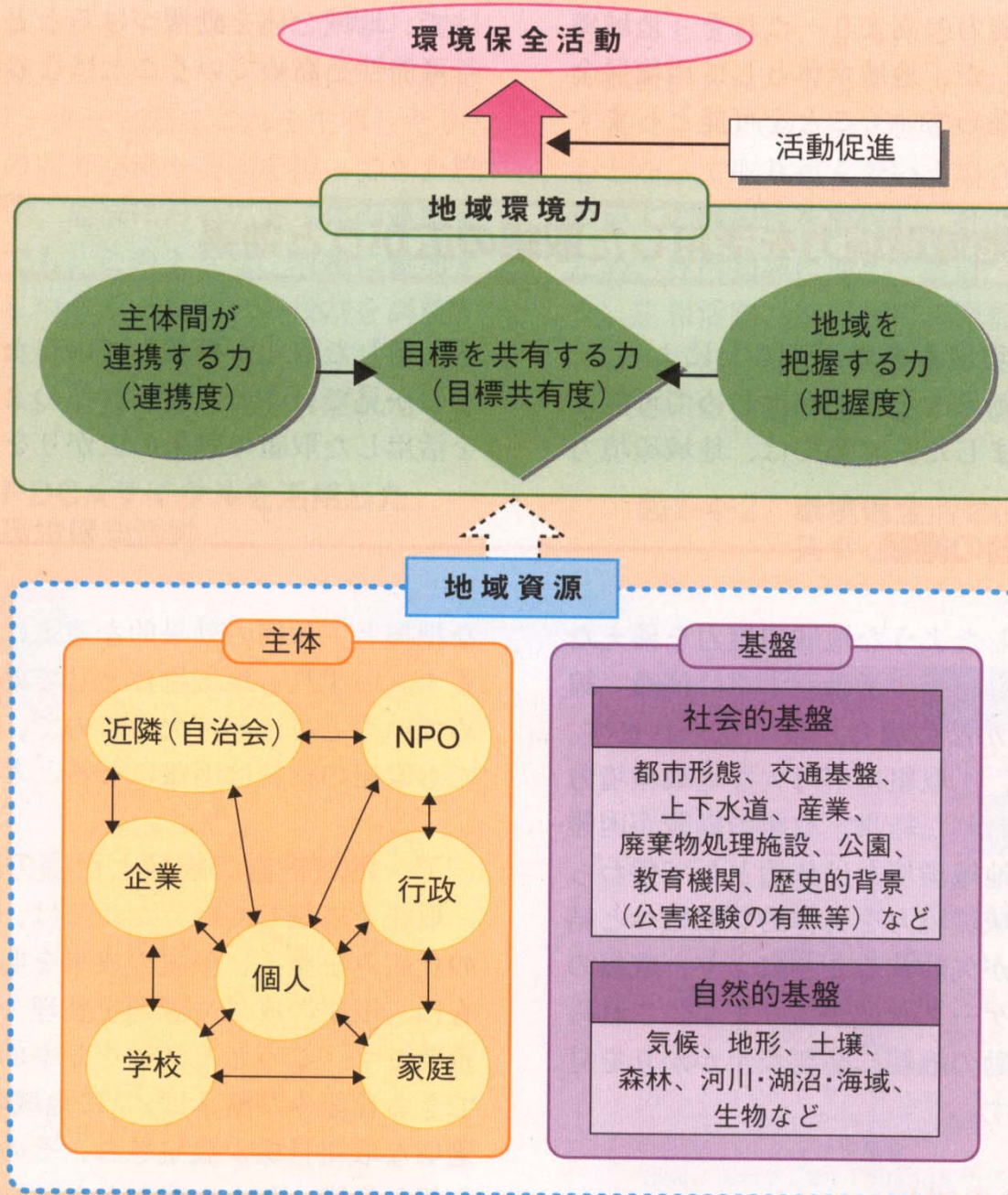
- ・ 環境基本法等の改正を踏まえ、今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討について記述

表2-2-1 地域における基盤の構成

大項目	中項目	小項目
自然的基盤	気候	気温、日照、降水・降雪、風、潮流
	地理	地勢、経緯度、地形、標高、起伏、火山、温泉、地質、土壌、地下資源
	動物・植物	天然記念物、希少種、地域固有種、原生林、二次林、自然草地、人工林、里地里山、農地
	大気	大気質、かおり、音環境
	水	水質、地下水、表流水、湖沼、海洋
	自然的アメニティ	風致、景観、親水性
社会的基盤	人口	人口、世帯数、世帯当たり人員数、年齢構成
	都市形態・土地利用	都市計画、中心市街地、D I D人口、緑被率、農地
	交通基盤	道路、自転車道、歩道、鉄道、路面電車、路線バス、新交通システム、船舶
	生活基盤	上水道、中水道（雨水、下水処理水）、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、地域冷暖房
	廃棄物処理	廃棄物発生量、リサイクル率、廃棄物処理施設、最終処分場、回収及びリサイクルのシステム
	産業経済	産業構造、地場産業、環境産業、商店街
	建物	住宅、事業所、オフィスビル
	交流施設	文化ホール、コミュニティセンター、図書館、広場、公園
	教育機関	学校、高等教育機関、職業能力開発校、コミュニティ・カレッジ
	技術・情報	技術、技能、知財、ノウハウ、知恵
	伝統・風土	伝統文化、芸能、民話、祭り、風習、方言
	歴史的背景	遺跡、歴史的な文化財・構造物、歴史的な事件（公害経験の有無等）、偉人・著名人

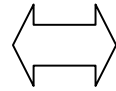
資料：環境省

図2-3-11 地域環境力を活用した環境保全活動

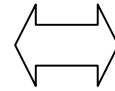


地域における環境と経済、社会の統合的发展

社会の活性化
・生計、安全・安心、健康、快適
自己実現、連帯感



地域環境保全
・地域(地球)環境への負荷削減、
地域(地球)環境の保全・改善



経済の活性化
・地域産業の振興、雇用創出、
所得向上 等

効果

II 地域環境力の発現(主体と環境の関係)

・地域環境資源の活用(資源循環) ・環境負荷の削減 ・自然環境の保全と創出

I

状況
変化
波及
蓄積

主体間の関係の力

・環境関連主体の相互の関心、信頼、互助規範の共有、目標の共有、ネットワーク、活動上の連携、
計画への住民参加、大学との連携、世代連携

主体の力

・各主体(住民、NPO、企業、行政等)の環境に関する関心、知識、動意図、行動、地域の把握 等

IV

地域行政施策

III

地域環境力の支持基盤

制度インフラ

・計画制度、義務・届出 等

ソフトインフラ

・生活様式、文化、精神的土壌 等

ハードインフラ

・環境とふれあい施設・空間
目に見える環境景観 等

地域の外部要因

マクロ政策(環境・都市/地域・産業・農業)

国民的環境文化・環境伝統・環境生活

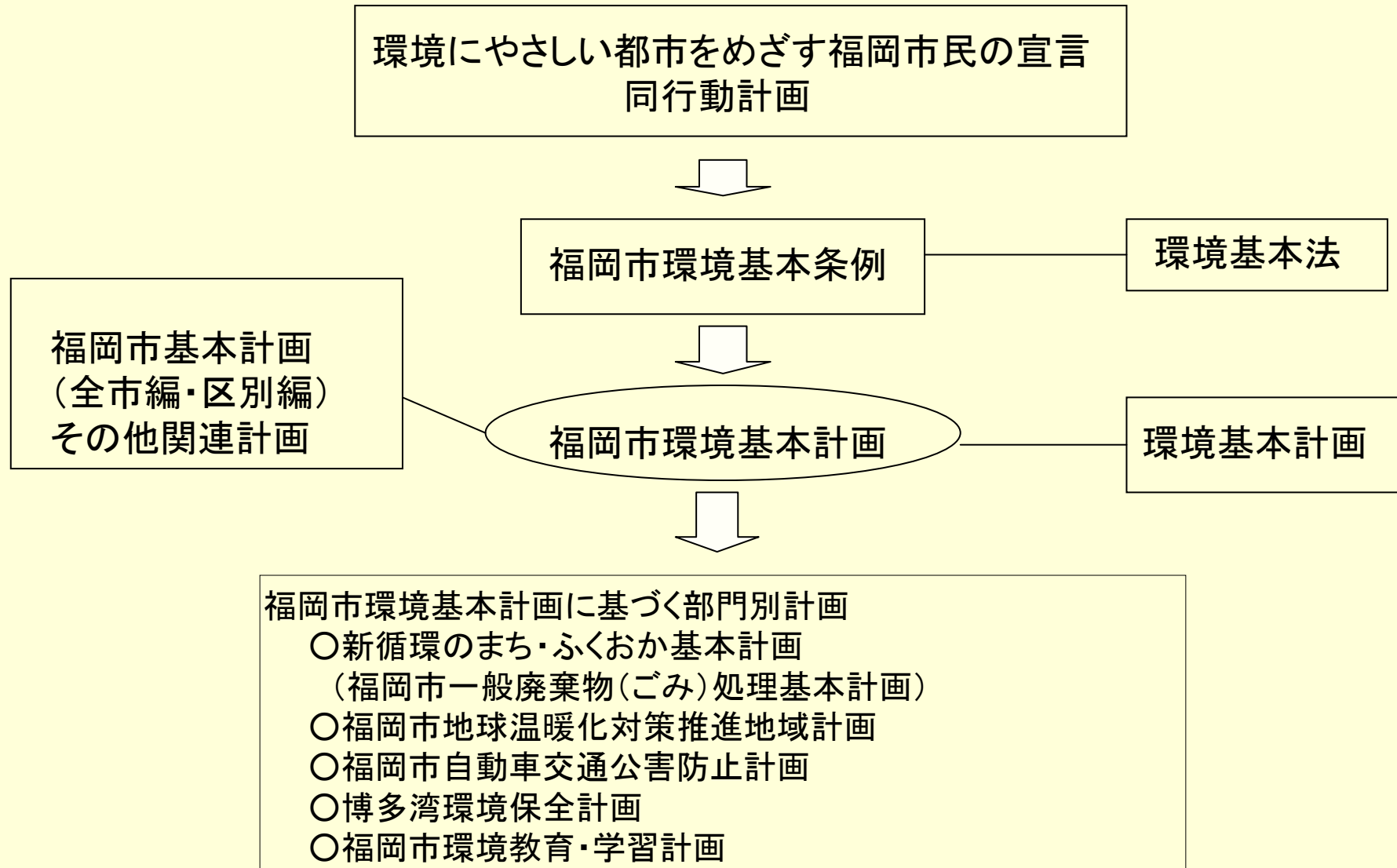
福岡市の環境基本計画の流れ

- 福岡市環境プラン(昭和61年)の視点
 - 公害の防止 □快適環境の創造 □自然環境の保全
- 第一次福岡市環境基本計画(平成9年)の視点
 - 「地域環境の保全」から「地球環境の保全」へ
 - 自然環境の【保全】から人の【共生】へ
 - 循環型社会の構築 □国際的協調 □環境認識の共有
- 第二次福岡市環境基本計画(平成18年)の視点
 - 3つの重点分野:【循環型社会】【温暖化】【生物多様性】
 - 地域の環境特性を活かした地域づくり(地域の環境力の発揮)
 - 成果指標による進行管理 など

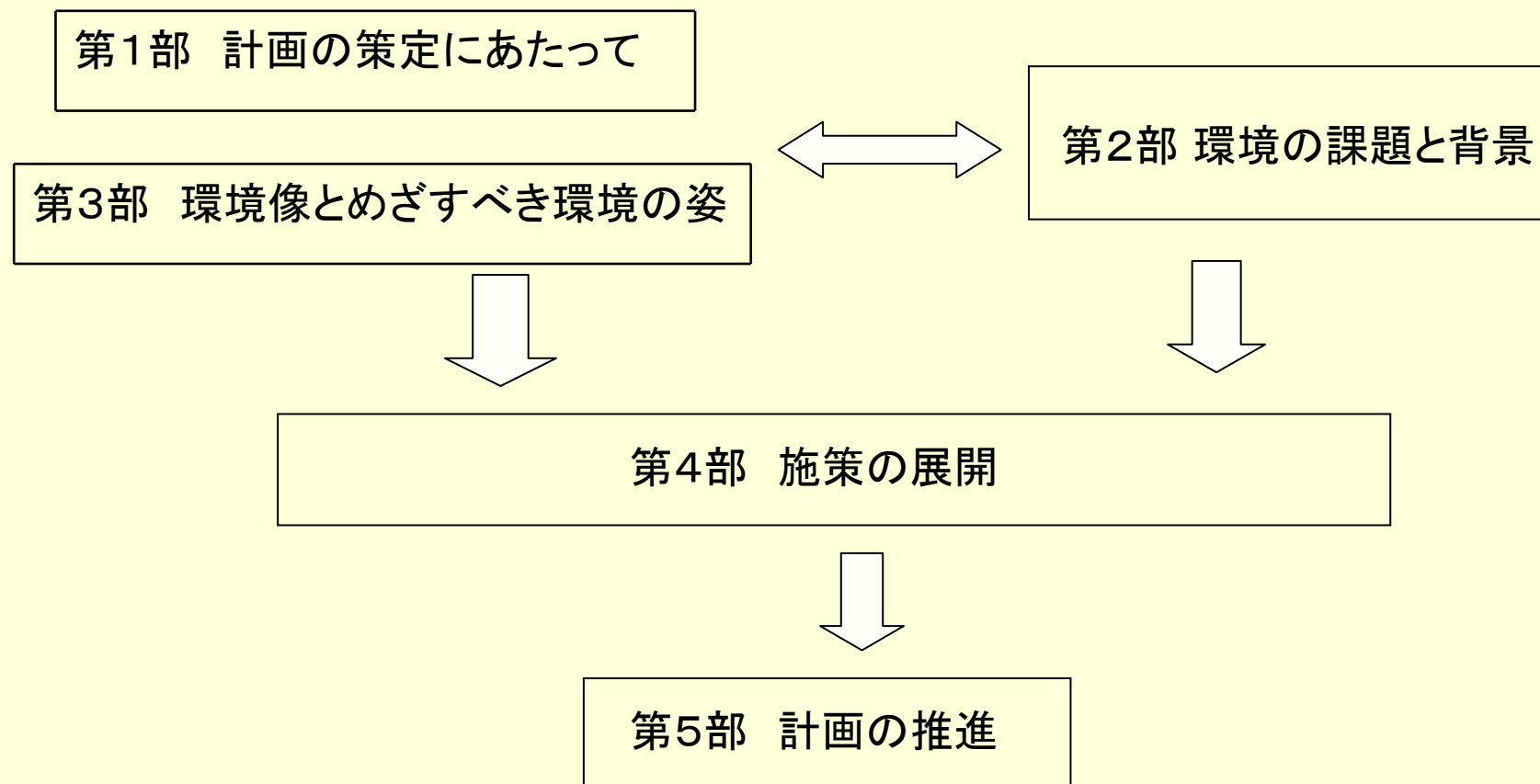
第二次計画策定の経緯

平成17年5月10日	環境審議会に諮問
平成17年5月30日 ～10月15日	環境基本計画検討委員会による素案の検討 (計5回)
平成17年8月 ～11月	検討委員会と各区で市民(地域団体)との意見交換
平成17年11月28日	環境審議会に計画の素案を報告
平成17年12月26日	環境審議会に中間とりまとめ案を報告
平成18年2月15日 ～3月14日	計画の中間とりまとめに対する市民意見募集 (パブリックコメント)
平成18年5月29日	環境審議会で計画の答申案を審議
平成18年6月21日	環境審議会会長より市長への答申

環境基本計画の位置づけ



第二次環境基本計画の組立



計画の骨子

・策定にあたっての4つの視点

◇総合的・統合的

◇長期的

◇広域的

◇自治・自律・共働

・課題と背景

市として、また国等連携して取り組むべき課題と背景

・環境像に、新たに「めざすべき環境の姿」を提示

◇私たちのまちの姿

◇私たちの暮らしの姿

・施策の展開

◇重点的に取り組む3つの分野

◇分野別の施策

◇地域の力を活かした環境保全の推進

◇分野横断的な施策の推進

・計画の推進

◇推進体制の拡充

◇総合的な進行管理

◇調査研究の充実

施策の展開

◎重点的に取り組む分野

重点1 福岡式循環型社会システムの構築

重点2 温暖化対策を考えた福岡のまちづくり

- (1) 省エネルギー型都市への転換
- (2) 自動車交通に起因する環境負荷の低減
- (3) ヒートアイランド現象への対応

重点3 自然とのふれあいと生物多様性の保全

◎分野別施策の展開

- 人と海・山との豊かなふれあいを保ち、
生きものと共生するまちづくり
- 歴史やすぐれた景観を活かした快適なまちづくり
- 健康で安全・安心な環境の確保
- 環境への負荷が少ない、循環型社会の構築
- 地球環境問題への対応と国際的貢献

◎地域の環境特性を活かした施策の推進(その1)

○地域の環境特性の発見・把握

◇環境特性

環境資源(自然, 歴史など)と生活環境問題

○地域の力を活かした共働による 環境面からの地域づくり

◇地域の力

環境特性+住民・事業者・NPO・自治組織

◇共働

地域と行政がともに汗して取り組み、行動する

・環境問題は、地域で取り組むのに適したテーマ

・環境保全活動を通して地域コミュニティの活性化を期待

◎地域の環境特性を活かした施策の推進(その2)

○地域の環境力を高める地域活動への支援

◇地域の環境力

地域によって違う。

地域が人も含めてどういう特性を持ち、課題は何であって、
どう解決していくのかという総合的な力

- ・地域の自発的な取り組みに対する経済的な支援
- ・地域の環境特性、取り組み内容や人材に関する情報を
発信・共有

◎環境に配慮した行動を促すための共通の基盤の整備 (分野横断的な施策の展開)

- 市民・事業者・NPO・自治協議会などの主体的・自発的な取り組み及びその連携の促進
- 広域的な連携及び取り組みの促進
- 環境教育・学習の推進
- 環境情報の継続的な収集・発信と共有
- 環境影響評価の推進
- 積極的な環境配慮の促進
- 経済的手法・規制的手法などの導入を含めた統合的アプローチ

計画の推進

○推進体制などの拡充

- ・市民と行政の共働による計画の推進（推進体制組織）
- ・庁内体制（全庁連携）
- ・関係機関との協力（広域連携、大学など）
- ・表彰制度の創設 ・環境保全意識の向上 ・基金の活用
- ・資産の効率的な運用管理（アセットマネジメント）

○環境の総合的な管理

- ・PDCA方式による施策の進行管理・評価・見直し
- ・環境マネジメントシステムの推進

○調査研究の充実

- 成果指標

新・基本計画と整合しながら5分野15項目で成果指標30を設定

〔主な指標〕

- 循環型社会の構築

- ・ごみ減量・リサイクル率

15% (2002年度) → 30% (2015年度)

- ・ごみ要処理量

68.9万トン (2002年度) → 62万トン (2015年度)

- ・市民の省エネ・省資源行動指標 (省エネ・省資源を実践している市民の割合)

49.6% (2002年) → 70% (2015年)

- ・市民の1人1日あたりの水使用量

330リットル/人・日 (1993年度) → 310リットル/人・日 (2015年度)

○温暖化対策

- ・家庭部門:世帯あたりの二酸化炭素排出量
2,397kgCO₂/世帯(2004年度)→原単位8%減(2010年度)
- ・業務部門:床面積あたりの二酸化炭素排出量
131kgCO₂/m²(2004年度)→原単位14%減(2010年度)
- ・運輸(自動車)部門:1台あたりの二酸化炭素排出量
2,498kgCO₂/台(2004年度)→原単位8%減(2010年度)

- ・自転車放置率
33.2%(2002年) → 15%(2015年)

- ・公共交通機関利用による30分圏域率
(市街化区域のうち、都心部へ公共交通機関を利用して30分で行ける地域の割合)
81%(1998年) → 90%(2015年)
- ・都心部への公共交通機関利用率
(北部九州圏から福岡都心部への移動に公共交通機関を利用する人の割合)
58.2%(1993年) → 65%(2015年)

○自然環境

- みどり率(担保性のある緑に覆われた面積の全市域面積に対する割合)
30.0%(1996年) → 33%(2010年)
- 農地面積(農業振興地域の農用地区域内)
1,582ha(2002年) → 現状を維持(2015年)
- 森林面積
11,085ha(2005年) → 現状を維持(2015年)
- 河川支流及び水路などの細流におけるメダカ確認地点数
34/286(2001年) → 68/286(2015年)